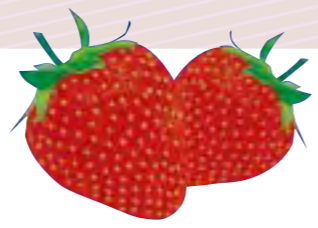


## 神石高原支部女性部会 社会貢献活動



いちご

### 『いちごプロジェクト』＝夏の電力削減目標 15%

8月5日(土) 神石高原ティアガルテンにおいて、真夏の雪まつりが開催されました。

朝から大勢の家族連れで賑わっていました。真夏の雪遊びはなかなかできるものではなく、子ども達の歓声が仙養が原の高原に響き渡っていました。

その中で、私たち法人会神石支部の女性部会は、節電キャンペーンとしてうちわを配り、みなさんに声をかけながら、お一人お一人のうちわを配りました。



## 署長さんを囲んでの座談会

10月23日(月)に青年部会が府中税務署の田原署長さんと座談会を開催しました。今年は青年部会員も多く入会され、初めて田原署長さんにお会いする方もおられ有意義な時間を過ごしました。



## 『働き方改革』という経営戦略

平成29年11月14日(火)

本格的な人口減少時代を迎え、深刻な人材不足が予想される今、優秀な人材を確保することは企業の成長と発展を支える礎であり、重要な経営戦略です。

なぜいま「働き方改革」「女性の活躍推進」が求められているのか。その背景を学び、人材不足問題への準備を今から始めましょう。

(公社)府中法人会は経営者、人事労務ご担当者向けに「働き方改革」という経営戦略セミナーを府中市役所 健康福祉部 女性こども課と共同開催し約50名が参加されました。

講師 NPO 法人ファザリングジャパン中国 <sup>ふくい</sup> <sup>まさき</sup> 福井 正樹 氏

### 参加者の感想

人材の不足は多くの企業が抱えている大きな問題で、企業の成長には不可欠なことなので、従来の考え方を改めて取り組まなければならないと痛切に感じました。



## 広島国税局長 講演会

11月30日(木) 福山ニューキャッスルホテルにて、広島国税局長の重藤 哲郎様をお迎えして講演会を開催しました。

広島県東部4法人会共催(福山・尾道・三原・府中法人会)

演題 『日本の財政と国税の課題』





## 第34回 法人会 全国大会 (福井大会)

平成29年10月5日(木) 福井県産業会館にて開催

府中法人会より貝原会長・甲斐副会長・角副会長・田邊副会長・栗根副会長が参加されました。

### 平成30年度 税制改正 スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！



歓迎の挨拶 (福井県連 会長 伊藤忠昭)



福井県産業会館 (大会会場)



全国大会会場にて

## 第31回 法人会 全国青年の集い (高知大会)

平成29年11月9日(木)~10日(金) 高知県民文化ホールにて開催

府中法人会より内海青年部会長・寺岡副部会長・藤岡運営専務・杉本研修委員長が参加されました。

### 大会スローガン 未来へ継ぐ 絆「志国 高知」



## 広島国税局の会長訪問

平成29年8月24日(木) 広島国税局長 重藤 哲郎氏が貝原会長を表敬訪問される。

平成29年12月8日(金) 広島国税局課税第二部長 竹本 隆亮氏が貝原会長を表敬訪問される。



重藤広島国税局長(中央)  
貝原会長表敬訪問



広島国税局課税第二部長  
竹本隆亮氏(中央)

## 第34回 会員親睦ゴルフ大会

11月11日(土) 新市クラシックゴルフクラブにて、50名の参加をいただき開催致しました。

- 《個人部門》 優勝 岡田 啓介様 (駅家支部)
- 《団体部門》 優勝 新市支部



優勝者 岡田啓介様 (駅家支部)



## 支部税務研修

毎年、各支部の税務研修会には府中税務署の署長様と法人課税第一部門統括国税調査官に講師をお願いして研修会を開催しております。

- 〈研修内容〉
- 事業承継について・・・府中税務署長 田原 郁夫様
  - 消費税の軽減税率について・・・府中税務署法人課税第一部門 統括国税調査官 樽家 和男様



府中東西支部研修会



新市支部研修会



芦田支部研修会



上下支部研修会



神石高原支部研修会



税理士名簿

平成29年 12月31日現在

氏名・名称	〒	事務所・所在地等	電話	摘要
有地 伸剛	726-0003	府中市元町445-1 府中商工会議所会館 3F	0847(47)1066	
伊吹 健功	726-0011	府中市広谷町877-6	0847(46)3145	
伊吹 涉		同所 伊吹 健功事務所		
占部 圭祐	726-0013	府中市高木町449-4	0847(45)5702	
安原 正治		同所 占部 圭祐事務所		
漆原 正興	726-0032	府中市出口町1185	0847(40)1122	
大崎 和恵	726-0004	府中市府川町133	0847(44)6065	
小川 健治	726-0021	府中市土生町1492-1	0847(41)2425	
唐川 浩志	726-0013	府中市高木町281-2	0847(45)0709	
唐川 滋行		同所 唐川 浩志事務所		
唐川 尚之		同所 唐川 浩志事務所		
河村 希美	726-0013	府中市高木町454	0847(45)7556	
河村 万紀子	726-0004	府中市府川町133	0847(46)3570	
小林 聖司	726-0011	府中市広谷町800-1	0847(45)1155	
皿海 茂樹	726-0012	府中市須賀町418-1	0847(52)5334	
能島 健治	726-0033	府中市目崎町117-1	0847(41)4638	
前岡 大	726-0005	府中市府中町110-19	0847-45-7000	
吉田 太士	726-0013	府中市高木町281-2	0847(45)3628	
石原 稔	729-3101	福山市新市町戸手39	0847(52)3148	
石原 広一		同所 石原 稔事務所		
鈴岡 秀昭		同所 石原 稔事務所		
栗原 康雄	729-3101	福山市新市町戸手2331-19	0847(52)5866	
小林 清	729-3101	福山市新市町戸手767-1	0847(51)4012	
城田 隆通	729-3101	福山市新市町戸手2321-6	0847(51)2539	
千葉 時博	729-3102	福山市新市町相方506-1	0847(51)3898	
縄 稚晋三	729-3101	福山市新市町戸手165-3	0847(52)5744	
浅尾 隆司	720-1142	福山市駅家町上山守165-1-5	084(982)8959	
宇野 泰弘	720-1135	福山市駅家町弥生ヶ丘10-67	084(976)6067	
河村 尚	720-1131	福山市駅家町万能倉1404-18	084(976)1366	
河村 珠美		同所 河村 尚事務所		
黒木 文章	720-1142	福山市駅家町上山守433-1	084(977)1175	
佐々木 貴広	720-1141	福山市駅家町江良409-1	084(976)4802	
高山 茂樹	720-1132	福山市駅家町倉光421-9	084(976)5586	
館上 清人	720-1131	福山市駅家町万能倉12-16	084(972)8278	
門田 博嗣	720-1145	福山市駅家町今岡86-4	084(976)2766	
井上 義隆	720-1410	神石郡神石高原町高蓋1170-1	0847(85)2802	
中本 榮二	720-1602	神石郡神石高原町井関2127	0847(85)4286	
平井 秀行	729-3601	神石郡神石高原町相渡6532-4	0847(87)0272	
税理士法人 田邊会計事務所	726-0004	府中市府川町100-5	0847(45)3830	
田邊 知士		同所 税理士法人 田邊会計事務所		
沖本 秀幸		同所 税理士法人 田邊会計事務所		
中村 末美		同所 税理士法人 田邊会計事務所		
税理士法人 二宮事務所	720-1133	福山市駅家町近田1064-6	084(976)3711	
二宮 浩樹		同所 税理士法人 二宮事務所		
近藤 善郎		同所 税理士法人 二宮事務所		
二宮 広子		同所 税理士法人 二宮事務所		

# 府中税務署からのお知らせ

## ☆ 確定申告会場の開設日程

申告会場	期間	受付時間
府中市文化センター 1階展示室 (府中市府川町70番地)	2/16(金)~3/15(木) (土・日を除く)	午前9時~午後4時 (相談は午後5時まで)

※ 府中税務署内には確定申告会場を設置していないため、申告相談にお越しの方は「府中市文化センター」へお越しください。

2月15日以前は  
確定申告会場を開設しておりません



## ☆ 申告書の作成はご自宅で！便利で簡単！国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して e-Tax 又は郵送で提出！！

※ e-Tax による申告は「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタ」の準備が必要です。

～「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

- ① 税務署に行く手間なし！
- ② いつでも利用可能！
- ③ 自動で税額を計算！
- ④ プリントサービスにも対応！

○ 給与所得・年金所得の方は、見やすさ、分かりやすさを重視した、簡易な申告書作成画面により、初めてでも簡単に申告書を作成できます。



確定申告書は、パソコンだけでなく、  
スマホ\*タブレットからも  
確定申告書等作成コーナーで  
簡単に作成できます!!



※ スマホ・タブレット端末を利用される場合、提出は印刷した申告書を郵送してください。  
※ 上記コードのURLは、今後変更する場合があります。

おうちで作成 ネットで申告 e-Tax 詳しくは 国税庁 で 検索



☆ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

申告書には  
**マイナンバー**の記載が必要です！



申告書などには  
マイナンバーの記載  
+  
本人確認書類の  
提示又は写しの添付  
が必要です

マイナンバーカードで  
e-Taxが利用できます。  
自宅等からの  
e-Taxなら  
本人確認書類の  
送付は不要です。



☆ 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税は、便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。

【振替納税をご利用の方】

(振替日) 所得税及び復興特別所得税 … 4月20日(金)  
消費税及び地方消費税(個人事業者) … 4月25日(水)

☆ 確定申告に関する一般的なご相談のお問い合わせ先

確定申告テレフォンセンターのご案内

(電話) 0847-45-2570 (府中税務署の代表番号と同じです。)

※ 音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。

開設期間：平成30年1月18日(木)から3月15日(木)まで

※ 原則として、土・日曜日、祝日を除きます。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

タックスアンサーをご利用ください



タックスアンサーは、国税庁ホームページに掲載されている税に関するインターネット上の税務相談室です。  
よくあるご質問に対する回答を、税金の種類ごとに調べることができるほか、根拠条文も表示していますので、税に関する学習にも適しています。  
また、キーワードにより調べたい項目を検索することもできます。

※ 下記のURL及びQRコードは今後変更する場合があります。

タックスアンサーの  
ご利用方法

(パソコン版) [www.nta.go.jp/taxanswer](http://www.nta.go.jp/taxanswer)  
(携帯版) [www.nta.go.jp/m/taxanswer](http://www.nta.go.jp/m/taxanswer)

タックスアンサー で 検索



法定調書の作成・提出は、**e-Tax**で!!



法定調書は書面のほか、①e-Tax又は②光ディスク等(CD・DVD等)により提出することができます。

※ 法定調書の種類別に、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

① e-Taxによる提出

税務署に向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、大変便利です。

なお、e-Taxを利用する場合には、事前の届出が必要です。

詳しくは、e-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

※ e-Taxの利用に当たっては、e-Taxホームページからダウンロードしてパソコンにインストールし使用するe-Taxソフト(通常版)のほか、Web上での入力により帳簿の作成や提出ができるe-Taxソフト(WEB版)も提供しています。e-Taxソフト(WEB版)については、裏面をご覧ください。

② 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚のCD等で提出することができ、事務の省力化につながるなどのメリットがあります。

なお、e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です(e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。)

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化(自己復号型)を行った上で提出することをお勧めいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) をご覧ください。

給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の作成・提出はeLTAXが便利ですよ!!

給与・公的年金等の支払をする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、平成29年1月以降、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能となりました(「電子的提出の一元化」といいます。)

※ ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書登録などの事前準備が必要です。

詳しくは、eLTAXホームページ ([www.eltax.jp](http://www.eltax.jp)) 又は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) をご覧ください。



広島県東部県税事務所からのお知らせ

eLTAX利用に関するお願い

- ◆ 地方税の申告は、eLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用ください。申告できる税目と手続



税 目	手 続	
	申 告	申 請・届 出
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税	・中間申告 ・確定申告 ・修正申告 など	・法人設立・設置届 ・異動届 ・更正の請求書 ・申告書の提出期限の延長に係る届出書及び申請書

詳しい内容や手続等については、eLTAX ホームページをご覧ください <http://www.eltax.jp/>  
 電話（ヘルプデスク）によるお問い合わせは 0570-081459  
 受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

調査・申告に関するお願い

- ◆ 本県では、地方税法第72条の7の規定による法人事業税に関する調査をお願いしています。外形標準・収入金課税対象法人及び医療法人の皆様におかれましては、調査の依頼をさせていただいた際には、ご協力をお願い致します。
- ◆ 「医療法人等の所得金額計算書」（様式第3号の2）の「記載の手引」を改訂しました。広島県ホームページをご確認ください。  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp> [医療法人等に係る所得金額の計算書](#) [検索](#)  
 また、課税標準となる所得金額をより明確に把握するため、申告書には、次の書類を併せて提出していただきますよう、お願い致します。

- 法人税法施行規則様式別表4の写し
- 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- 雑益及び雑損失等の内訳書の写し
- 介護保険収入がある場合は「介護保険法の規定に基づくサービスの種類別収入金額記書」
- 土地等譲渡所得・その他事業所得の算出根拠など申告内容の確認に必要な書類



個人住民税特別徴収に関するお願い

- ◆ 特別徴収の適正実施に取り組んでいます。事業主（給与支払者）には、所得税の源泉徴収と同じように、従業員\*（納税義務者）に代わって、毎月支払う給与から、個人住民税を差し引いて、市町へ納めることが法律で義務付けられています。 ※ 従業員には、原則として、パート、アルバイト、役員などを含みます。
- 本県では、平成24年度から県と市町が一体となって、事務所への訪問、電話、文書等により特別徴収の働きかけなどの取組を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

広島県東部県税事務所 課税第一課（Tel：084-921-1311 内線2231～2235）

表紙の絵馬『春 暉』の意味 / 春の暖かい陽光。親の子に対する愛情のたとえ。

編集後記

広報委員 山岡 敏昭

新年明けましておめでとうございます。  
 この広報誌は、各行事の参加者や活動状況の写真を取って多用し、文字も大きくすることで親しみ易く、会員はもとより、他方面からも大きな評価をいただいております。  
 今後も工夫を重ね、充実した内容をお届けし、会員皆様の明日への活力になればと思います。

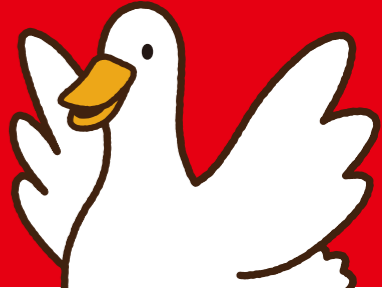
『法人ふちゅう』編集委員

石田 勝昭	陶山 博幸
岩木 靖男	田治 君子
小野 修司	西原 俊行
河本 和幸	門田 泰一
橘高 寛二	山岡 敏昭
重森 正光	

※五十音順

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知ですか？ 病気やケガで入院した人の  
**約4人に1人**が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。  
 「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」（2015年10月）

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

- 特長 1** 病気・ケガで働けない場合を保障  
 ●精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます
- 特長 2** 入院中だけでなく所定の在宅療養で働けない場合も保障
- 特長 3** 働けない状態が続く限り、60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。  
 ※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

**Point 1 全額損金** 保険料は、全額損金に算入できます。  
 ●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。

**Point 2 従業員の福利厚生** 従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。  
 ●法人受取の場合、給付金を従業員様へ見舞金などに活用できます。  
 ●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。  
 給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬（給与）とみなされ、傷病手当金（\*）の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。  
 （\*）会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。

**さらに休業保障** 経営者様が働けなくなった場合、給付金を経営資金に活用できます。  
 ●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

〈引受保険会社〉



アフラック広島総合支社  
 〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番18号 東芝フコク生命ビル5階  
 TEL 082-221-5966 FAX 082-221-5976  
 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0043-1712044 7月29日



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

広島支社/広島県広島市中区銀山町4-17  
TEL 082-241-8191

 **AIG損害保険株式会社**

広島営業支店/広島県広島市中区基町12-6  
(富士火災広島ビル) TEL 082-222-4351